

防 災 業 務 計 画

2025年4月

東 邦 ガ ス 株 式 会 社

東邦ガスネットワーク株式会社

目 次

第1章	総 則	1
第1節	防災業務計画の目的	1
第2節	防災業務計画の基本構想	1
第3節	防災業務計画の運用	1
1.	他の計画等との関連	1
2.	防災業務計画の修正	1
第2章	防災体制の確立	2
第1節	防災体制	2
1.	非常体制の区分	2
2.	災害対策組織及び分担業務	2
第2節	対策組織の運営	2
1.	非常体制の発令及び解除	2
2.	権限の行使	3
3.	動員	3
4.	指令伝達及び情報連絡の経路	3
第3節	社外機関との協調	3
1.	地方防災会議等への参加と協力	3
2.	防災関係機関との協調	4
3.	他ガス事業者等との協調	4
第3章	災害予防に関する事項	4
第1節	防災教育	4
第2節	防災訓練	4
第3節	マニュアル類の整備	5
第4節	ガス施設の災害予防措置に関する事項	5
1.	風水害対策	5
2.	地震対策	5
3.	火災・爆発対策	6

第5節	防災業務設備の整備	6
1.	検知・警報設備等	6
2.	設備の緊急停止装置等	7
3.	防消火設備	7
4.	漏えい拡大防止設備	7
5.	緊急放散設備等	7
6.	連絡・通信設備	7
7.	コンピュータ設備	7
8.	自家発電設備等	7
9.	防災中枢拠点設備	7
第6節	災害対策用資機材等の確保及び整備	8
1.	災害対策用資機材等の確保	8
2.	車両の確保	8
3.	代替熱源	8
4.	生活必需品の確保	8
5.	前進基地等の確保	8
第7節	ガス事故の防止	8
1.	ガス工作物の巡視、点検、検査等	8
2.	広報活動	8
第4章	災害応急対策に関する事項	9
第1節	通報・連絡	9
1.	通報・連絡の経路	9
2.	通報・連絡の方法	9
第2節	災害時における情報の収集、連絡	9
1.	情報の収集、報告	9
2.	情報の集約	10
第3節	災害時における広報	10
1.	広報活動	10
2.	広報の方法	10
第4節	防災要員の確保	10
1.	防災要員の確保	10

2.	他事業者等との協力	10
第5節	災害時における復旧用資機材の確保	11
1.	調達	11
2.	復旧用資機材置場等の確保	11
第6節	災害時における危険予防措置	11
1.	危険予防措置	11
2.	地震発生時の供給停止判断	11
第7節	災害時における応急工事	12
1.	応急工事の基本方針	12
2.	応急工事における安全確保等	12
第5章	災害復旧に関する事項	12
第1節	復旧計画の策定	12
1.	復旧計画の策定	12
2.	重要施設の優先復旧計画	13
第2節	復旧作業の実施	13
1.	製造設備の復旧作業	13
2.	供給設備の復旧作業	13
第6章	大規模地震防災強化計画	14
第1節	防災体制の確立	14
1.	防災体制	14
2.	対策組織の運営	14
3.	社外機関との協調	14
第2節	災害予防に関する事項	15
1.	防災教育	15
2.	防災訓練	15
3.	地震防災広報	15
第3節	地震防災応急対策に係る措置に関する事項	15
1.	製造・供給の調整	15
2.	ガス工作物の巡視・点検及び検査	15

3.	工事等の中断	15
4.	対策要員の確保	15
5.	災害対策用資機材等の確保及び整備	15
6.	安全広報	15
7.	避難等の要請	15
第7章	南海トラフ地震防災対策推進計画	16
第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項	16
1.	地震対策	16
2.	津波浸水対策	16
第2節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	16
1.	津波に関する情報の伝達	16
2.	避難対策	16
3.	広報	16
4.	工事等の中断	16
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	17
1.	防災体制	17
2.	対策組織の運営	17
3.	地震発生時の応急対策	17
4.	資機材等の配備手配	17
5.	物資の備蓄	17
6.	社外機関との協調	17
7.	帰宅困難者対策	17
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	18
1.	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応に関する事項	18
2.	ガス事業者として留意すべき事項	18
3.	必要な事業を継続するための措置に関する事項	18
4.	日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する 事項	18
5.	施設及び設備の点検に関する事項	18
6.	従業員等の安全確保に関する事項	19
7.	地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項	19

8.	地域への貢献に関する事項	19
9.	情報の伝達に関する事項	19
10.	防災対応実施要員の確保	19
第5節	防災訓練に関する事項	19
第6節	地震防災上必要な教育に関する事項	19
別表第1-1	第1次、第2次警戒体制及び第1次復旧体制における組織及び業務 分担	20
	1. 組織	20
	2. 業務分担	20
別表第1-2	第3次、東海地震・南海トラフ地震警戒体制、第2次、第3次復旧 体制における組織及び業務分担	21
	1. 組織	21
	2. 業務分担	
	(1) 警戒体制	22
	(2) 復旧体制	23
別表第2	非常体制発令・解除の権限者	24
別表第3	非常体制発令・解除の伝達経路（本部が設置される場合）	24
別表第4	グループ災害対策本部長代行順位	24
別表第5	指令伝達及び情報連絡経路	25
別表第6	社外機関に対する通報・連絡の経路	25

第1章 総 則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条第1項の規定に基づき、ガス施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、東邦ガス株式会社（以下「東邦ガス」という。）、及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下「東邦ガスNW」という。）による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 非常体制の区分

非常体制は、災害が発生するおそれがある場合（警戒体制）又は発生した場合（復旧体制）（以下「非常事態」という。）とし、その区分は次による。

非常事態の情勢	非常体制の区分
被害又は被害予想が軽度又は局部の場合	第1次警戒・復旧体制
被害又は被害予想が中程度の場合	第2次警戒・復旧体制
被害又は被害予想がはなはだしい場合	第3次警戒・復旧体制
東海地震注意情報発表時	東海地震警戒体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	南海トラフ地震連絡体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時	南海トラフ地震警戒体制

2. 災害対策組織及び分担業務

東邦ガス及び東邦ガスNWの本社及び事業所等（以下「本社及び事業所等」という。）は、非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）及び分担業務をあらかじめ別表第1のとおり定める。

第2節 対策組織の運営

1. 非常体制の発令及び解除

- (1) 非常事態発生時における非常体制の発令及び解除は、別表第2により行うものとする。
- (2) 供給区域内で気象庁発表の震度階5強以上の地震が発生した時は第3次復旧体制、東海地震注意情報発表時は東海地震警戒体制、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時は南海トラフ地震連絡体制、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時は南海トラフ地震警戒体制をとるものとする。
- (3) 対策組織の長は、緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令することができる。この場合には、ただちに上級機関の長に報告しなければならない。
- (4) 第3次警戒体制、東海地震警戒体制、第2、第3次復旧体制、南海トラフ

地震警戒体制が発令された時は、ただちにグループ災害対策本部を設置し、その組織及び業務分担は別表第1-2のとおりとする。

- (5) 前(4)項の体制以外の場合については、グループ災害対策本部は設置せず、情報・管理室及び関係支部で対応する。その組織及び業務分担は別表第1-1のとおりとする。
- (6) 対策組織の長は、災害の発生のおそれなくなった場合又は災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常体制を解除する。
- (7) 発令及び解除の伝達経路は別表第3のとおりとする。

2. 権限の行使

- (1) 非常体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、本(支)部のもつで行う。
- (2) 非常体制が発令された場合、本(支)部長は、職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 本部長に事故あるときは、別表第4に定める本部長代行者がその職務を代行する。

3. 動員

本(支)部長は、非常体制の発令後ただちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。なお、地震が発生し気象庁の発表した震度階が供給区域内で5弱以上の場合、あらかじめ定める防災要員は自動出社とし、6弱以上の場合、原則として社員全員は自動出社とする。また、東海地震注意情報・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)発表時には、あらかじめ定める防災要員は自動出社とする。南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時には、あらかじめ定める防災要員は常時連絡が取れる状況を維持する。

4. 指令伝達及び情報連絡の経路

本(支)部が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は別表第5のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等への参加と協力

平常時には、担当部署が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本(支)部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

(2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

① 災害に関する情報の提供及び収集

② 災害応急対策及び災害復旧対策の推進

2. 防災関係機関との協調

(1) 経済産業省、地方気象台、警察、消防署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表第6のとおりとする。

(2) 地震発生時の情報の伝達

地震発生時に内閣府、内閣情報調査室、経済産業省原子力安全・保安院等防災機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達のルート及び情報交換のための収集・連絡体制を整備しておく。

3. 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員、資材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

第3章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

本社及び事業所等は、ガスの製造設備、供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程、保安業務規程等について、従業員等に対する教育を実施する。また、地域住民や企業に対し地震等に関する正確な知識や日頃からの備えについての普及啓発活動を実施する。

第2節 防災訓練

本社及び事業所等は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害の想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 マニュアル類の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づきマニュアル類を整備するとともに、訓練を通じて従業員等に周知徹底し、他の計画との整合性を確認する。

第4節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

1. 風水害対策

(1) ガス製造設備

- ① 浸水のおそれのある設備には防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。
- ② 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
- ③ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

2. 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

(1) ガス製造設備

- ① 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。
- ② 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガス製

造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定めておく。

- ③ 警戒宣言発令・臨時情報（巨大地震警戒）発表や津波の来襲の恐れがある場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視点検を行う。また、緊急でない工事・作業その他の一般業務は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

(2) ガス供給設備

- ① 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。
- ② 二次災害の発生を防止するため、ガス遮断装置による導管網のブロック化、導管の緊急減圧のための方法等をあらかじめ定めておく。
- ③ 感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。
- ④ 警戒宣言発令・臨時情報（巨大地震警戒）発表や津波の来襲の恐れがある場合、工事中又は作業中の箇所は、速やかに応急的保安措置を実施して、原則として工事又は作業を中断する。また、防災設備の特別巡視及び特別点検を行う。

3. 火災・爆発対策

(1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

(2) ガス供給設備

- ① 大規模なガス漏えい・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。
- ② 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については一般火災に対しても耐火性を確保する。

第5節 防災業務設備の整備

1. 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要

に応じ製造所、供給所等に次の設備を設置し遠隔監視する。

- (1) 地震計（S I 値測定機能を有するもの）
- (2) ガス漏れ警報設備
- (3) 火災報知器
- (4) 圧力計
- (5) 流量計

2. 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

3. 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として、必要に応じ以下の設備を整備する。

- (1) 貯槽消火設備、冷却用散水設備
- (2) 化学消防車、高所放水車
- (3) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- (4) 各種消火器具及び消火剤

4. 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

5. 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

6. 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

7. コンピュータ設備

災害に備え、コンピュータシステム、データベースのバックアップ対策を講じる。

8. 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じ

て自家発電設備等を整備する。

9. 防災中枢拠点設備

グループ災害対策本部の機能を果たす施設については、通信機能等の設備の充実及び災害に対する耐震診断・補強、什器備品類等の転倒防止等の措置を講ずる。

第6節 災害対策用資機材等の確保及び整備

1. 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

2. 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所、供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

3. 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

4. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

5. 前進基地等の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

第7節 ガス事故の防止

1. ガス工作物の巡視、点検、検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持しさらに事故の発生防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

2. 広報活動

(1) 日常の広報

お客さま及び工事業者等に対し、小冊子を利用し、ガスの安全知識の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。また、津波からの円滑な避難を確保するため利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

(2) 文案の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ文例、動画等を作成し、その広報について、関係諸機関に協力を依頼する。

第4章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

(1) 東邦ガス及び東邦ガスNW（以下「社内」という。）並びに社内及び社外機関の連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は別表第5、第6のとおりとする。

2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用し、て行うこととする。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、情報・管理室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。

(1) 一般情報

① 気象情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

③ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 地震計情報

(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(4) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(5) 従業員等の被災状況

(6) その他災害に関する情報

2. 情報の集約

情報・管理室は、各支部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

(1) 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。

(2) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図る。

第4節 防災要員の確保

1. 防災要員の確保

(1) 勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出社基準を定めておく。

(2) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災

要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

- (3) 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

2. 他事業者等との協力

- (1) 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、災害発生後ただちに出勤要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (2) 社内のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(一社)日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき応援を要請する。

第5節 災害時における復旧用資機材の確保

1. 調達

情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 情報・管理室及び各支部相互の流用
- (3) 他ガス事業者等からの融通

2. 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要なとなった場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努める。

第6節 災害時における危険予防措置

1. 危険予防措置

ガスの漏えい等により被害の拡大のおそれのある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じ、また被害の軽微な地区においてはガスの供給を継続しながら必要な措置を講ずる。

2. 地震発生時の供給停止判断

- (1) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止（第1次緊急停止）する。

- ①複数の地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
- ②製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

(2) 地震が発生した場合、地震計のS I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第2次緊急停止）する。

- ①道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
- ②ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

第7節 災害時における応急工事

1. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

2. 応急工事における安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

第5章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画の策定

1. 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

(1) 復旧手順及び方法

- (2) 復旧要員の動員及び配置計画
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 臨時供給の実施計画
- (6) 宿泊施設の手配、食糧等の調達計画
- (7) その他必要な対策

2. 重要施設の優先復旧計画

被害が甚大な場合には、供給停止地区の病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

第2節 復旧作業の実施

1. 製造設備の復旧作業

ガスの製造を停止した製造設備は、復旧計画に基づき、速やかに復旧する。

2. 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(1) 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 漏えい調査
- ③ 漏えい箇所の修理
- ④ ガス開通

(2) 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓確認作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管、供給管及び灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 内管検査及び灯内内管の修理
- ⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨ 開栓

第6章 大規模地震防災強化計画

第1節 防災体制の確立

1. 防災体制

(1) 非常体制の区分

第2章第2節第1項(2)に準ずる。

(2) 対策組織及び業務分担

第2章第2節第1項(4)に準ずる。

2. 対策組織の運営

(1) 対策組織の設置及び解散

① 東海地震注意情報・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、東海地震警戒体制・南海トラフ地震警戒体制を発令し、本部長（東邦ガス社長執行役員）は直ちにグループ災害対策本部を設置する。

② 警戒宣言解除や臨時情報に伴う政府としての特別な注意の呼びかけの終了等が発せられた場合及び東海地震注意情報が発表されたが警戒宣言の発令に至らなかった場合には、本部長（東邦ガス社長執行役員）はグループ災害対策本部を解散する。

③ グループ災害対策本部の設置及び解除の伝達経路は別表第3のとおりとする。

(2) 権限の行使

第2章第2節第2項に準ずる。

(3) 動員

第2章第2節第3項に準ずる。

(4) 指令伝達及び情報連絡の経路

指令伝達及び情報連絡の経路は、別表第5のとおりとする。

3. 社外機関との協調

第2章第3節に準ずる。

第2節 災害予防に関する事項

1. 防災教育
第3章第1節に準ずる。
2. 防災訓練
第3章第2節に準ずる。
3. 地震防災広報
第3章第7節第2項に準ずる。

第3節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

1. 製造・供給の調整
警戒宣言・臨時情報が発せられた場合、各工場、供給防災センターにおいて製造・供給の調整を行う。
2. ガス工作物の巡視・点検及び検査
第3章第4節第2項（1）の③及び（2）の④に準ずる。
3. 工事等の中断
第3章第4節第2項（1）の③に準ずる。
4. 対策要員の確保
第4章第4節に準ずる。
5. 災害対策用資機材等の確保及び整備
第4章第5節に準ずる。
6. 安全広報
お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生した時における使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。
7. 避難等の要請
東海地震注意情報・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては東海地震注意情報・南海トラフ地震臨時情報が発表された旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

1. 地震対策

第3章第4節第2項(1)①、②及び(2)①、②、③に準ずる。

2. 津波浸水対策

津波浸水による被害が想定される設備に関しては、その重要度に応じて必要な対策を講ずる。

第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1. 津波に関する情報の伝達

第4章第1節第1項に準ずる。

2. 避難対策

- (1) 従業員、見学者、訪問者等は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。また、関係事業所等の見学者、訪問者等に対しては津波警報が発表された旨を伝達し、時間的余裕があると認められる場合には、地方公共団体が指定する避難場所への避難、帰宅等を要請する。

- (2) 津波警報が発表されたときは、着積中のLNG船等に対し港外退避を要請する。

3. 広報

津波からの円滑避難を確保するため利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。

4. 工事等の中断

第3章第4節第2項(1)の③及び(2)の④に準ずる。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1. 防災体制

(1) 非常体制の区分

第2章第2節第1項(2)に準ずる。

(2) 対策組織及び業務分担

第2章第2節第1項(4)に準ずる。

2. 対策組織の運営

(1) 対策組織の設置

① 第2章第2節第1項(4)に準ずる。

② 災害対策本部の設置及び解除の伝達経路は別表第3のとおりとする。

(2) 権限の行使

第2章第2節第2項に準ずる。

(3) 動員

第2章第2節第3項に準ずる。

(4) 指令伝達及び情報連絡の経路

指令伝達及び情報連絡の経路は、別表第5のとおりとする。

3. 地震発生時の応急対策

第4章に準ずる。

4. 資機材等の配備手配

第3章第6節に準ずる。

5. 物資の備蓄

第3章第6節に準ずる。

6. 社外機関との協調

第2章第3節に準ずる。

7. 帰宅困難者対策

国、地方公共団体と協力して、発災時に必要な情報提供等の対策について検討する。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

1. 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応に関する事項
第2章第1節、第2節、第3章第7節第2項、第6章第3節第6項及び第7章第2節に準ずる。
2. ガス事業者として留意すべき事項
 - (1) ガスを供給し続ける体制
第2章第1節及び第2節に準ずる。
 - (2) 各設備の安全確保・点検、供給停止措置
第3章第4節第2項(1)の③、(2)の④及び第4章第6節に準ずる。
3. 必要な事業を継続するための措置に関する事項
第2章第1節及び第2節に準ずる。
4. 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項
 - (1) 製造・供給の調整
南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、各工場、供給防災センターにおいて製造・供給の調整を行う。
 - (2) ガス工作物の巡視・点検及び検査
第3章第4節第2項(1)の③及び(2)の④に準ずる。
 - (3) 工事等の中断
第3章第4節第2項(1)の③及び(2)の④に準ずる。
 - (4) 対策要員の確保
第4章第4節に準ずる。
 - (5) 災害対策用資機材等の確保及び整備
第4章第5節に準ずる。
 - (6) 安全広報
第6章第3節第6項に準ずる。
 - (7) 避難等の要請
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては南海トラフ地震臨時情報が発表された旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。
5. 施設及び設備の点検に関する事項
第3章第4節第2項(1)の③及び(2)の④に準ずる。

6. 従業員等の安全確保に関する事項

(1) 避難対策

第7章第2節第2項に準ずる。

(2) 工事等の中断

第3章第4節第2項(1)の③及び(2)の④に準ずる。

(3) 従業員等が確認すべき事項

夜間、休日等に大規模地震が発生した場合における従業員等及びその家族等の安全を確保するため、自宅の家具等の固定の実施状況、家族等との安否確認手段、家庭等における備蓄状況を確認する。また、津波から従業員等及びその家族等の安全を確保するため、自宅付近の避難場所、避難経路を定期的に確認する。

7. 地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項

(1) 体制の発令

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合は、南海トラフ地震警戒体制を発令する。その組織及び業務分担は別表第1-1のとおりとし、南海トラフ地震臨時情報発表から1～2週間を目安に体制を継続する。

(2) 地震防災応急対策

第6章第3節に準ずる。

8. 地域への貢献に関する事項

第7章第3節第7項に準ずる。

9. 情報の伝達に関する事項

第4章第1節及び第3節に準ずる。

10. 防災対応実施要員の確保

第2章第1節、第2節及び第4章第4節に準ずる。

第5節 防災訓練に関する事項

第3章第2節に準ずる。

第6節 地震防災上必要な教育に関する事項

第3章第1節に準ずる。

※以下、会社名の記載等がない部署又は役職（この計画で定めるものを除く）については、東邦ガスの部署又は役職を指すものとする。

別表 第1-1 第1次、第2次警戒体制及び第1次復旧体制における組織及び業務分担

1. 組織

情報・管理室	渉外・広報室	営業支部	生産支部	導管ネットワーク支部	復旧支部	LPG支部	水島ガス支部
室長 総務部 担当役員 ※	室長 企画部 担当役員 ※	支部長 営業本部長 ※	支部長 生産本部長 ※	支部長 東邦ガス NW社長 ※	支部長 東邦ガス NW社長 ※	支部長 東邦液化 ガス社長 ※	支部長 水島ガス 社長 ※

※ あらかじめ定められた代行者でも可

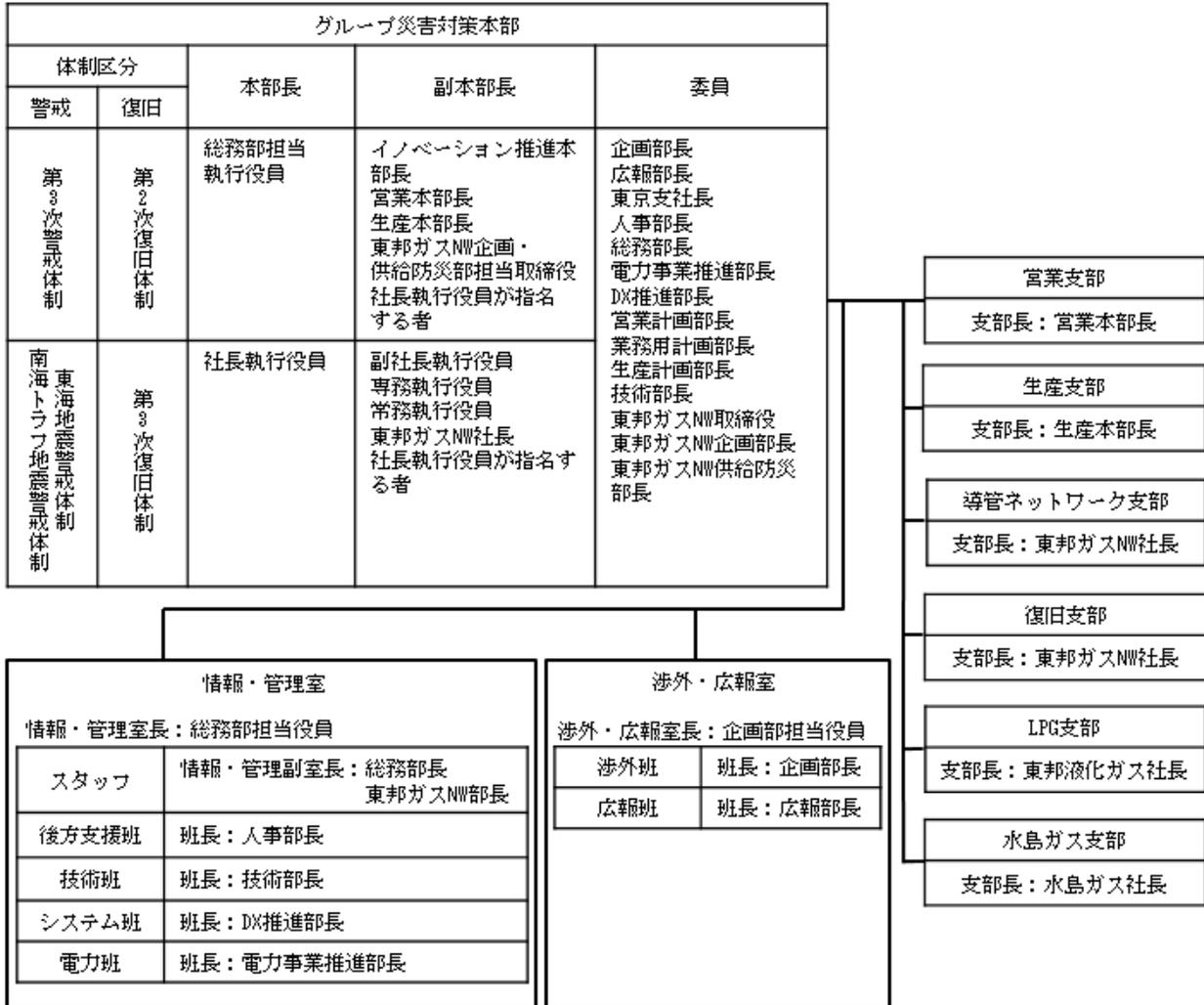
2. 業務分担

情報・管理室	災害に関する情報の収集連絡
各支部	各支部内における災害に対する予防・復旧措置の実施
復旧支部	供給停止地区の復旧措置の実施

※上記の組織構成及び業務分担は標準的な体制であるため、災害の状況等に応じて組織構成及び業務分担の変更を行うものとする

別表 第1-2 第3次、東海地震・南海トラフ地震警戒体制、第2次、第3次復旧体制における組織及び業務分担

1. 組織



※本部長、室長・支部長及び副室長・班長についてはあらかじめ代行者を定めておく。
 ※秘書部、監査役室、考査部、内部統制推進部、財務部、原料部、サステナビリティ推進部、用地開発推進部、カーボンニュートラル開発部（以下「一般管理各部」とする）は、情報・管理室に所属する。
 ※資材部、DX推進部、技術研究所は後方支援班、東京支社は渉外班、事業開発部は広報班に所属する。
 ※情報・管理副室長については東邦ガスNWから部長が1名所属するものとし、導管ネットワーク支部長がこれを指名する。
 ※上記の組織構成及び業務分担は標準的な体制であるため、災害の状況等に応じて組織構成及び業務分担の変更を行うものとする。

2. 業務分担

(1) 警戒体制

組織		業務
グループ 災害対策本部		・各支部、各班の統括
情報・ 管理 室	スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部、各班、一般管理各部の状況把握 ・気象、地震の情報の収集 ・指令伝達 ・グループ災害対策本部の設営 ・グループ災害対策本部会議の事務、庶務 ・本社建物の予防措置 ・火気の使用制限 ・エレベーター、水道等の使用制限の準備 ・グループ会社（関係会社）の情報収集、各社の状況把握 ・グループ会社（関係会社）からの問い合わせ対応
	後方支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・支部、各班への援助計画の作成 ・食料、被服、医療防疫、宿舎等の準備 ・資機材の在庫確認（ガス配管材料等を除く） ・研究所施設・エネルギー館の予防措置
	技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・建物設備の予防措置 ・非常発電設備運転の準備
	システム班	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ等のシステム機器の予防措置 ・必要リスト等のアウトプット準備 ・社内電話設備の確認
	電力班	<ul style="list-style-type: none"> ・電力需給管理（調達を含む）、自社及び出資先の発電所の運営管理（再生可能エネルギー事業を含む）、地域新電力の運営管理、対外報告
渉外・ 広報 室	渉外班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災諸機関（経済産業省、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本ガス協会、東海北陸部会、県、市等社外機関）の対応 ・行政機関への派遣
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・マスコミ対応 ・マスコミ情報等の収集 ・お客さまへの広報活動の支援
営業支部		<ul style="list-style-type: none"> ・営業設備の予防措置 ・お客さまへの広報活動 ・復旧活動の準備 ・お客さまの問い合わせ対応
生産支部		<ul style="list-style-type: none"> ・生産設備の予防措置 ・復旧活動の準備
導管ネットワーク 支部		<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス供給設備の予防措置 ・復旧活動の準備 ・ガス配管材料等の資機材の在庫確認 ・資機材の輸送の準備 ・小売事業者との連携窓口
LPG支部		<ul style="list-style-type: none"> ・東邦液化ガスグループのLPGに係る供給設備の予防措置 ・東邦液化ガスグループのLPGに係る復旧活動の準備 ・グループ災害対策本部、情報・管理室との連携
水島ガス支部		<ul style="list-style-type: none"> ・水島ガスの都市ガス、LPGに係る供給設備の予防措置 ・水島ガスの都市ガス、LPGに係る復旧活動の準備 ・グループ災害対策本部、情報・管理室との連携

(2) 復旧体制

組織		業務
グループ 災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> 各支部、各班の統括 供給、生産停止判断 復旧計画の基本方針の策定、復旧計画の策定 災害復旧に係る他社への応援要請の決定 重要な対外発表内容の決定
情報・ 管理 室	スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 社内外被害状況の集約及び把握 他社からの応援隊の受け入れ体制基本(案)のとりまとめ 防災諸機関（経済産業省、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本ガス協会、東海北陸部会、県、市等社外機関）への報告及びマスコミ発表内容の総合調整 復旧状況、各支部・各班の状況、気象・地震の情報の集約及び把握 支部間協議への参画 指令伝達 本社建物に係る被害状況の把握と復旧措置（状況に応じ、建物管理責任者による立入制限の実施） 電気、エレベーター、水道等の使用制限 グループ災害対策本部の設営、事務、庶務 前進基地等の用地確保 グループ会社（関係会社）の情報収集、各社の状況把握 グループ会社（関係会社）からの問い合わせ対応
	後方支援班	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、食料、宿舎等の手配（他社応援者分も含む） 要員輸送手段の確保 資機材の調達、補給（ガス配管材料等を除く） 輸送車両の確保 復旧計画への支援業務計画の策定 従業員等の罹災者救援計画の作成、実施
	技術班	<ul style="list-style-type: none"> 建物に係る被害状況の把握と復旧措置、非常発電機による電力復旧 前進基地等の設営
	システム班	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータシステム復旧措置 社内電話設備の確認 他支部、班の災害対策活動のシステム面の援助
	電力班	<ul style="list-style-type: none"> 電力需給管理（調達を含む）、自社及び出資先の発電所の運営管理（再生可能エネルギー事業を含む）、地域新電力の運営管理、対外報告
渉外・ 広報 室	渉外班	<ul style="list-style-type: none"> 防災諸機関（経済産業省、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本ガス協会、東海北陸部会、県、市等社外機関）対応 防災諸機関への報告（案）の作成 防災諸機関との情報受発信 行政機関への派遣
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> マスコミ対応、マスコミ情報等の収集 マスコミ発表、文（案）の作成 お客さまへの広報活動の支援
営業支部		<ul style="list-style-type: none"> お客さまのガス設備に係る被害状況の把握 復旧計画（案）の作成 復旧措置の実施 お客さまへの広報活動 お客さまの問い合わせ対応 その他災害対策上必要な事項
生産支部		<ul style="list-style-type: none"> 生産設備に係る被害状況の把握 復旧計画（案）の作成 復旧措置の実施 その他災害対策上必要な事項
導管ネットワーク 支部		<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス供給設備、事業所に係る被害状況の把握（状況に応じ、建物管理責任者による立入制限の実施） 都市ガス供給継続地区の復旧措置の実施 その他災害対策上必要な事項 小売事業者との連携窓口
復旧支部		<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス復旧計画（案）の作成 他社からの応援隊の受け入れ、調整 都市ガス供給停止地区の復旧措置の実施 都市ガス前進基地等の用地確保 都市ガス配管材料等の資機材の調達・補給、輸送車両の確保 その他災害対策上必要な事項
LPG支部		<ul style="list-style-type: none"> 東邦液化ガスグループのLPGに係る被害状況の把握 東邦液化ガスグループのLPGに係る復旧計画（案）の作成 東邦液化ガスグループに係る復旧措置の実施
水島ガス支部		<ul style="list-style-type: none"> 水島ガスの都市ガス、LPGに係る被害状況の把握 水島ガスの都市ガス、LPGに係る復旧計画（案）の作成 水島ガスの都市ガス、LPGに係る復旧措置の実施

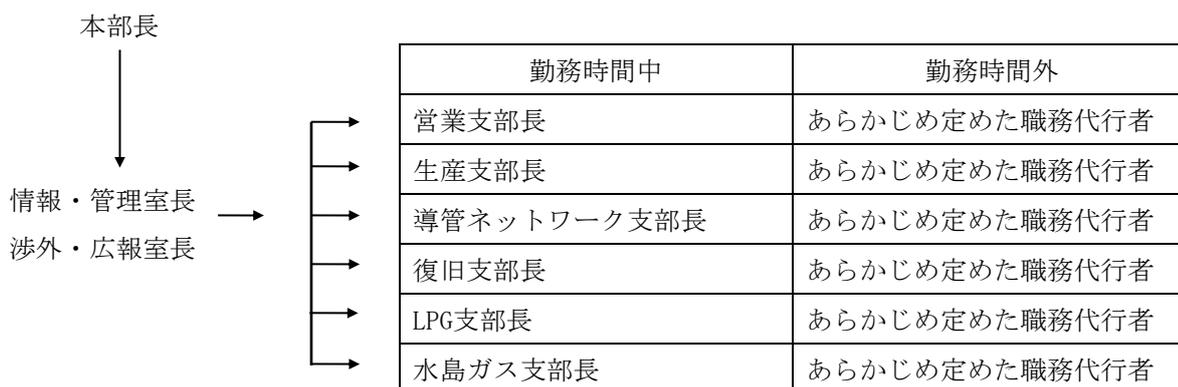
別表第2

非常体制発令・解除の権限者

非常体制の区分	発令・解除権限者
第1次警戒体制	支部長
第1次復旧体制	
第2次警戒体制	支部長
第2次復旧体制	本部長
第3次警戒体制	本部長
第3次復旧体制	
東海地震警戒体制	本部長（発令は自動）
南海トラフ地震連絡体制	（発令・解除ともに自動）
南海トラフ地震警戒体制	本部長（発令は自動）

別表第3

非常体制発令・解除の伝達経路（本部が設置される場合）



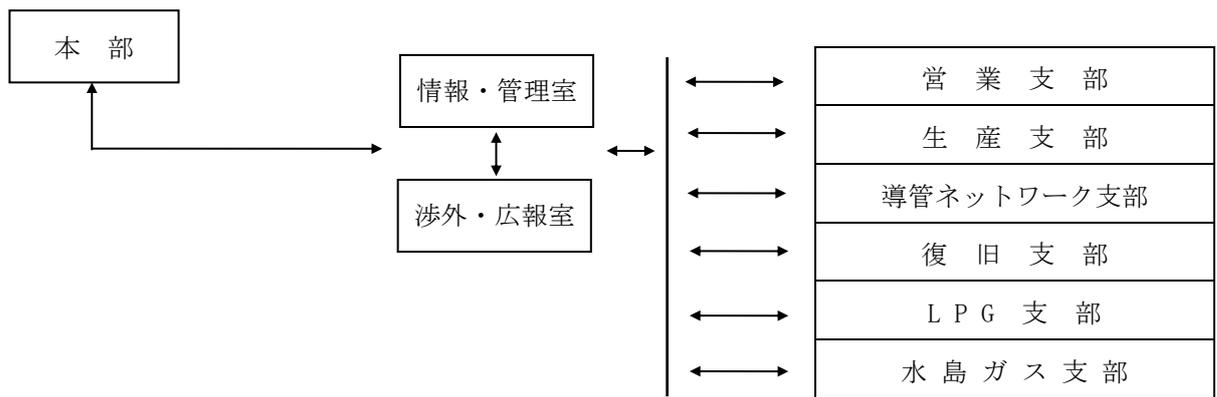
別表第4

グループ災害対策本部長代行順位

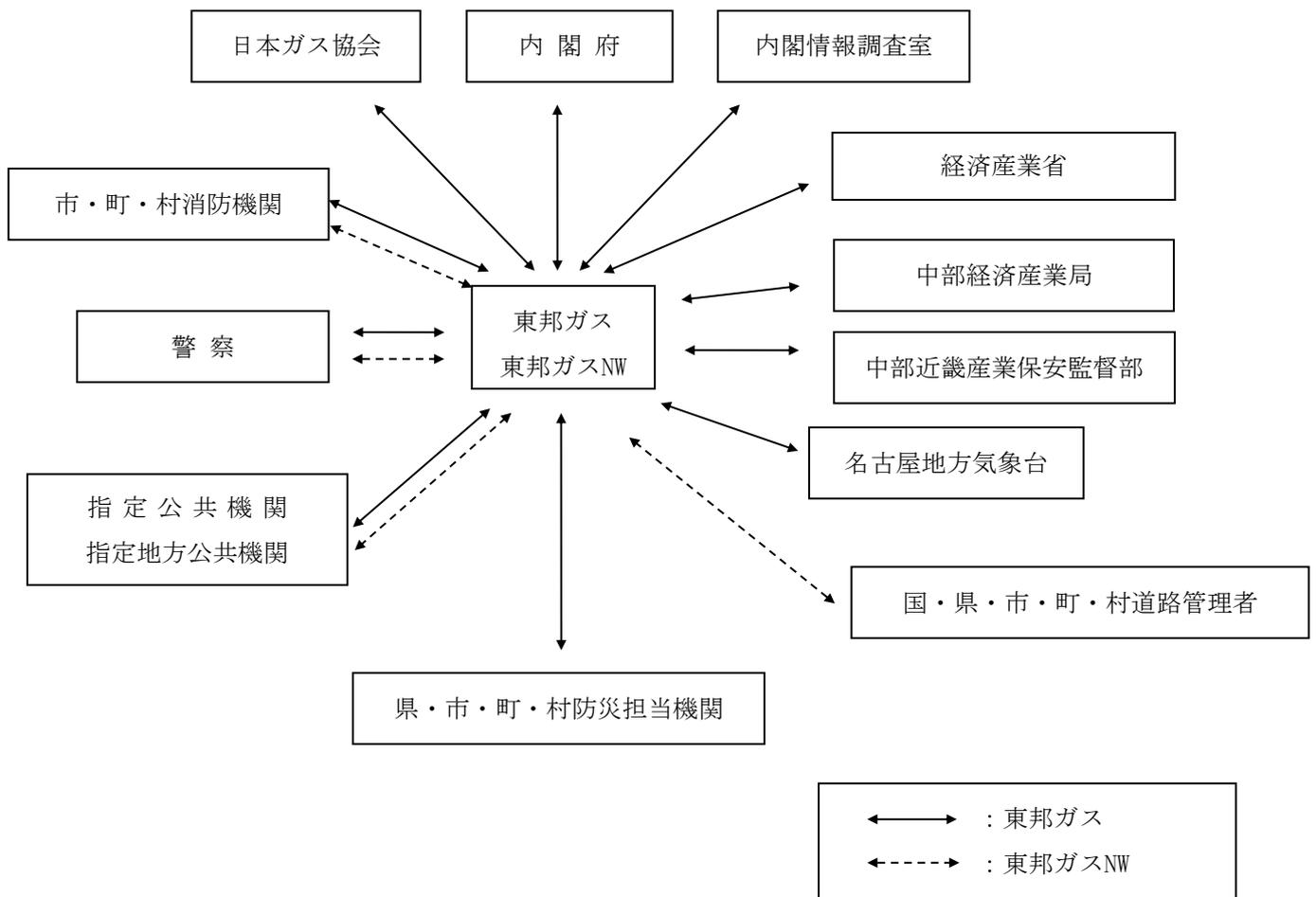
第1位代行者	東邦ガス副社長執行役員
第2位代行者	東邦ガス総務部担当執行役員

1. 第1位代行者が複数の場合は、東邦ガス社長執行役員の指名によるものとし、第2位代行者の順位を順次繰り下げる。
2. 以降は、グループ災害対策本部内の東邦ガス取締役、執行役員の順で上位者がその任にあたる。
なお、関係会社（東邦ガスNW含む）の取締役社長に就く者については、その対象から除く。

別表第5 指令伝達及び情報連絡経路



別表第6 社外機関に対する通報・連絡の経路



※上記の経路は原則であり、災害対応上必要な時は、各社で対応する。